

令和4年7月28日

# 教育委員会第7回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第7回定例会記録

◇開会年月日 令和4年7月28日（木曜日） 午後 1時30分開会

午後 3時47分閉会

◇開催の場所 本庁舎6階 第3・第4委員会室

◇出席委員等 5名

教 育 長	宍 戸 健 悦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	梶 谷 美 智 子 君	委 員	杉 山 昌 行 君
委 員	大 和 千 恵 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 井 透 公 君	事 務 局 次 長 (教育・文化 芸術振興担当)	今 野 順 子 君
参 事 兼 学 校 安 全 推 進 課 長	高 城 英 樹 君	教 育 総 務 課 長	今 野 良 司 君
学 校 教 育 課 長	福 田 光 一 君	学 校 管 理 課 長	大 山 健 一 君
生 涯 学 習 課 長	林 伸 晃 君	図 書 館 長	山 口 ち え み 君

◇書 記

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	戸 田 正 樹 君	教 育 総 務 課 教 育 総 務 係 課 長	平 塚 悦 子 君
教 育 総 務 教 育 総 務 課 主 事	河 井 夏 月 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・令和5年石巻市成人式について

報告事項

報告第 9 号 専決処分の報告について

専決第 15 号 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

専決第 16 号 石巻市教職員等海外研修の助成に関する規則の一部を改正する規則

報告第 10 号 令和 5 年度使用教科用図書の採択について

#### 審議事項

第 45 号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則

第 46 号議案 石巻市教育委員会学区外就学及び区域外就学に係る許可基準

第 47 号議案 令和 4 年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果について

第 48 号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第 49 号議案 石巻市社会教育委員の委嘱を解くことについて

#### その他

午後 1時30分開会

○事務局（平塚悦子君） 教育長。

本日、鈴木事務局次長が公務のため欠席しておりますので、御報告させていただきます。

○教育長（宍戸健悦君） はい、分かりました。

それでは、ただいまから、令和4年第7回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

---

### 会議録署名委員の指名

○教育長（宍戸健悦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、阿部委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

---

### 教育長報告

○教育長（宍戸健悦君） それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が2件、報告事項が3件、審議事項が5件、その他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

初めに、わたくしから報告をいたします。

今月の学校、幼稚園の状況について報告をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染者数につきましては、先月の教育委員会では、市内の感染者数とともに小・中・高校生も減少傾向にあると報告をいたしましたが、御存じのとおり、7月中旬から増え始め、連休明けの7月20日に過去最高の感染者数になりました。

ちょうど幼稚園、小・中学校は20日、桜坂高等学校は22日に第1学期を終了し、夏季休業に入っており、児童・生徒については家族感染を中心に、各校分散して感染者が出ている状況でございます。しかし、一部中学校において、中体連、県大会に向けて練習をしていた際に数人が感染し、出場を辞退せざるを得ない学校が出てしまったことは残念でありました。

特に若い世代のワクチン接種率が低く、感染者数も多い傾向が見られますので、今後とも基本的な予防対策の徹底と感染拡大防止の継続が重要であると考えております。

次に、学校生活についてであります。小・中・高等学校ともにおおむね順調に1学期の授

業を終えることができました。今年には既に合宿や修学旅行に行った学校もあり、プールの授業も行うことができました。

夏休み中は、中学校では、7月21日から25日にかけて第71回宮城県中学校総合体育大会が開催されました。小学校では、8月7日の川開き祭りで3年ぶりに鼓笛隊のパレードも予定され、練習に励んでいるところと思います。

また、今年度は夏休みにかけて、全ての小・中学校で児童・生徒と保護者との2者面談や3者面談を計画しております。1学期の学習状況や生活の様子と、4月に実施した標準学力調査の結果と併せて、タブレットドリルの活用や家庭学習の在り方等について話し合いを行うこととしております。保護者の協力をいただきながら、子供たちの主体的な学びを促していきたいと考えております。

次に、市議会第2回定例会についてであります。一般会計補正予算等については、前回報告事項で行いましたので、環境教育委員会並びに一般質問について報告をいたします。

初めに、環境教育委員会での質疑内容ですが、石巻市株式会社山大教職員等研修基金条例の一部を改正する条例では、基金を活用した教職員の国内研修について質疑があり、それぞれの学校規模等に応じた先進校の視察を考えているが、学力向上の指導とともに、学習指導要領の改訂による評価に関する研修にも取り組んでいきたい旨、答弁いたしました。

次に、令和4年度石巻市一般会計予算、教育指導奨励費の学校安全総合支援事業費で、市内の小・中学校及び桜坂高等学校における緊急地震速報受信機の設置数について質疑があり、令和3年度までに39校に設置済みであり、毎年3校ずつ設置し、令和8年度までには全ての学校に設置する予定である旨、答弁をいたしました。

あわせて、防犯カメラの導入状況について質疑があり、令和3年度までに15校に設置済みであるが、職員室から昇降口が見えないなど防犯上の問題のある学校を中心に、設置の必要性や順番を検討し、整備を進めていきたい旨、答弁をいたしました。

次に、学校建設費では、前谷地小学校水泳プール改修事業の工期について質疑があり、令和3年度に地質調査、測量等が完了して、令和4年9月末から10か月間の工期を見込んでおり、令和5年度のプール事業に間に合うよう進めている旨、答弁いたしました。

以上が環境教育委員会での答弁内容です。

その後、委員会で原案を可決し、7月1日の本会議で補正予算案等が可決されました。また、追加議案として、大規模改修工事を予定している石巻中学校の位置の特例を行う石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例についても可決されました。

次に、6月27日から行われた一般質問につきましては、26名から通告があり、教育関係は12名からあり、主な内容を申し上げます。

中学校生活を充実させる取組についての質疑では、生徒のスポーツ環境づくりとして地域移行に関する事、中学校の制服で「オウクローズデー」等の取組について答弁いたしました。

鹿妻小、渡波中の通学路の防犯対策について、それから、のぞみ野・あゆみ野地区における通学路安全対策について質疑がありました。

また、教育方針についてということで、学力向上、平均正答率の分析、心の教育について答弁をいたしました。

小学校におけるコロナウイルス対策として、マスク着用における熱中症対策について、石巻市の小・中学校不登校への対応について質疑がありました。

地域と学校の連携、協働における現状と課題として、学校運営協議会と地域学校協働本部、地域学校協働活動について質疑がありました。

子供の食育教育の現状と課題として、学校給食における地場産物の利用について質疑がありました。教員の働き方改革における現状と課題について質疑があり、国のガイドラインにおける考え方と、本市の最重点課題について答弁をいたしました。

それから、子供たちのための施策ということで、学校トイレの洋式化、学校の老朽化対策、通学路の安全点検、不登校児童・生徒への対応について質疑がありました。

また、石巻市図書館の新設について質問があり、今後のまちづくり等を考慮し、市民の意向を踏まえて検討していきたい旨、答弁いたしました。

郷土文化の振興と伝承について、「大漁唄い込み」は本市の宝であるということ。

それから、廃校になっている旧大須中学校と旧教員住宅の解体について質疑がありました。

地域資源を生かした観光事業の振興についてということで、日本遺産「みちのくGOLD浪漫」の追加登録について質疑がありました。

以上、議会については以上のおりでございます。

次に、7月26日、大崎合同庁舎で行われました宮城県教育委員会と市町村教育委員会の教育懇話会についてであります。今年度は例年どおり教育長と職務代理者の出席ということで、私と阿部委員の2名が参加してまいりました。

内容は、体力、運動能力の向上について、外国人児童・生徒の受入れについての2つのテーマで協議が行われました。

まず、1点目については、コロナの影響で県、全国ともに運動能力が低下している状況が見

られ、体力向上は喫緊の課題である。学校を挙げて積極的に取り組むための具体的な実践例が紹介され、協議が行われました。

2点目の外国人児童・生徒の受入れについては、日本語指導を必要とする児童・生徒は年々増加傾向にあり、県としても、今年度9月以降にアドバイザー等の派遣を行う予定である旨の報告がありました。

その他として、休日の運動部活動の地域移行について多くの質疑がありましたが、県としても、国からの方針や財源等がまだ示されておらず、検討できる状況にはないとのことでした。地域によって課題はそれぞれ違う状況があり、あまり情報に振り回されず、子供たちを中心に置いた対応が大切であると、まとめのお話がありました。

以上で私からの報告を終わります。

何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

(「ありません」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

---

#### 令和5年石巻市成人式について

○教育長(宍戸健悦君) なければ次に、「令和5年石巻市成人式について」の報告を生涯学習課長からお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(林 伸晃君) 令和5年石巻市成人式について御説明を申し上げますので、表紙番号2の1ページから2ページを御覧願います。

②の目的でございますが、成人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的に成人式を行うものであります。

④の市民参加の有無でございますが、毎年、対象である成人者の中から実行委員会を組織し、当日の受付、司会等の運営を行っております。実行委員会につきましては、各地区において組織する予定でございます。

⑤の主な内容でございますが、1の開催内容につきましては、対象者を平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、本市に住所を有する者、又は就職、進学等で本市以外に住所を有するが、帰省して参加を希望する者でございます。

2の日程及び会場につきましては、令和5年1月5日木曜日の午後が桃生地区、令和5年1

月8日日曜日の午前が河南地区と北上地区、午後が石巻、河北、雄勝、牡鹿の各地区で、会場と開始時刻はそれぞれ記載のとおりでございます。なお、石巻地区においては、今回も感染拡大防止のため、中学校ごとに時間を指定し、2回に分けて開催する予定です。

また、成人対象者数は、令和4年6月30日現在の住民登録者で、合計1,244人となっております。

⑥の影響、効果でございますが、成人者本人の市民意識や社会人としての自覚の向上が図られると考えております。予算につきましては、48万5,000円を措置しており、内容は消耗品や通信運搬費などに係るものでございます。

⑦の他の自治体との比較検討でございますが、東松島市、女川町ともに令和5年1月8日の開催予定でございます。

⑧の今後の予定でございますが、市報9月1日号及びホームページに成人式の開催及び実行委員の募集について掲載予定でございます。実行委員会につきましては、令和4年10月より随時開催予定としており、案内通知につきましては、令和4年12月5日頃の発送を見込んでおります。委員の皆様方にも御案内をさせていただきますので、ぜひ御出席いただき、新成人へのお祝いと励ましをよろしくお願いいたします。

⑨のその他でございますが、令和4年4月1日より、成人年齢が18歳に引下げとなったことに伴い、二十歳で開催する成人式の名称を変更する市町村もあることから、本市におきましても、名称につきましては、実行委員会からの意見を参考とし、決定する見込みでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の報告に対して、御質問等ございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

---

## 報告第9号 専決処分の報告について

### 専決第15号 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

○教育長（宍戸健悦君） なければ次に、報告事項に入ります。

報告第9号「専決処分の報告について」の専決第15号「石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則」についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、報告第9号、専決第15号 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第2回定例会に追加提案した石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例が原案のとおり可決され、7月1日付けで公布及び施行されたことから、関連する本規則を改正する必要性が生じましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、7月1日付けで専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、改正内容について、条文に従いまして御説明申し上げますので、表紙番号1、令和4年石巻市教育委員会第7回定例会議案の2ページ、併せて、表紙番号3、令和4年石巻市教育委員会第7回定例会規則等新旧対照表の1ページを御覧願います。

初めに、本規則の施行期日を規定した制定附則に、見出しと項番号を付し、第2項として、旧門脇中学校校舎等を仮校舎等として使用する予定である本年8月26日から令和6年3月31日までの間、石巻中学校の位置を石巻市泉町四丁目7番12号とすることを追加するものです。

次に、附則でございますが、本規則は公布の日から施行するものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

---

#### 専決第16号 石巻市教職員等海外研修の助成に関する規則の一部を改正する規則

○教育長（宍戸健悦君） では、なければ次に、報告第9号「専決処分の報告について」の専決第16号「石巻市教職員等海外研修の助成に関する規則の一部を改正する規則」についての報告を受けたいと思います。

学校教育課長から説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） それでは、報告第9号 専決処分の報告についてのうち、専決第16号 石巻市教職員等海外研修の助成に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本報告につきましては、石巻市株式会社山大教職員等研修基金条例の一部を改正する条例が、

7月1日、令和4年石巻市議会第2回定例会で議決され、同日施行されたことに伴い、関連する本規則を改正する必要がありましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、7月1日付けで本規則の一部改正について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、改正内容について、条文に従いまして御説明申し上げますので、表紙番号1、定例会議案の3ページ、併せて、表紙番号3、規則等新旧対照表の2ページから4ページを御覧願います。

初めに、規則の題名を「石巻市教職員等海外研修及び国内研修の助成に関する規則」に改めるものであります。

次に、第1条は、引用する条例の条文を改めるとともに、助成の対象に国内研修を追加するものであります。

第2条から第5条までは、第1条の改正に伴う文言整理等を行うものであります。

第6条から第8条までは、選考委員を廃止することに伴い、条項の削除と引用条項の修正等を行うものであります。

第9条は、前条までの改正と同様に文言修正を行い、第9条、第10条を1条ずつ繰り上げるものであります。

次に、様式第1号及び様式第2号は、国内研修追加による文言修正を行い、記載項目の見直しによるものであります。

次に、附則であります。本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対し、御質問等はございませんか。

○委員（杉山昌行君） いいですか。

○教育長（宍戸健悦君） 杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 選考委員会を廃止ということなのですが、改正後はどうやって選考されるわけですか。

○教育長（宍戸健悦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） 1年間に大体100万円の予算を用意して、大体5万円で20校分と考えております。各小・中学校から研修の申入れがあった段階で、いわゆる手挙げ方式、その主体性を各学校の実態に応じて、研修先、それから研修人数も各学校で決めてもらうとい

うような方式を取っておりますので、各学校から推薦された人をそのまま研修に向かわせるという方式ですので、今回、この選考委員をなくしました。

○委員（杉山昌行君） そうすると、早い者からということですか。

○学校教育課長（福田光一君） 今のところそうですね。

○委員（杉山昌行君） そうですか、分かりました。

○教育長（宍戸健悦君） よろしいでしょう。

○委員（杉山昌行君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） ほかにございませんか。

○委員（阿部邦英君） 関連してですけれども。

○教育長（宍戸健悦君） 阿部委員。

○委員（阿部邦英君） これ1,500万あったのですよね。その利子を運用して、当時利子が高かった時代に、海外に行ってもらおうということで、見聞を広げてもらうという創業者の方の願いという。ところが、利子が安くなってきて、とても利子の運用だけではできないということで、このような形になったのでしょうかけれども、お金使い切った後、終わりですか。どういう見通しがあるのですか。分かりましたらお願いします。

○教育長（宍戸健悦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） 今のところ、10年間の見通しでそのお金を考えておりますので、なくなった段階で、終了となります。もし継続するのであれば、新たに予算を要求して、研修を実施することになるかもしれません。

以上です。

○委員（阿部邦英君） これは山大と話し合い済みだということですよ。

○学校教育課長（福田光一君） はい。

○委員（阿部邦英君） 分かりました。

以上です。

○教育長（宍戸健悦君） その10年たったところで、もう一度確認をし、その後の事業について検討するというので確認をしておりました。

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

梶谷委員。

○委員（梶谷美智子君） 細かいことですが、この様式のほかのシートを確認させてい

ただいてもよろしいですか。

○教育長（宍戸健悦君） はい。

○委員（梶谷美智子君） 確認ですけれども、今。

○教育長（宍戸健悦君） 今、お待ちいただいて。

○委員（梶谷美智子君） 表紙番号1に書かれているのと新旧対照表と、見比べてみて、様式の1号、2号、新旧対照表が若干違う部分があるので、小さいことなのですけれども、確認させてください。

まず、様式第1号ですけれども、表紙番号1の方の4ページの方は申請となっているのですが、新旧対照表の方では申請書ということで、先ほど説明があった条文を見ると、申請書を提出ということなので、これは「書」がつく方でよろしいのですか。

それから、新旧対照表の8ページに、報告書を提出するこの様式2号があるのですけれども、表紙番号1の方の様式第2号を書いてあるものが、実績報告書となっているのですけれども、これが新旧対照表の方の実施報告書でよろしいですね。この8ページの実施報告書の、この部分をずっと見ていきますと、「下記のとおり教職員等研修を行いましたので、石巻市職員等」となっているのは、これは「教」が抜けているということで、確認させていただいてよろしいでしょうか。

○教育長（宍戸健悦君） ありがとうございます。

これについてはいかがですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） 私も細かいところまで、今、初めて気づきましたので、確認させていただきます。

○委員（梶谷美智子君） お願いします。

○教育長（宍戸健悦君） では、その文言については、もう一度しっかり確認をして、正式な様式ということで確認してください。

○学校教育課長（福田光一君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） では、今ここで確認をしたいのですけれども、表紙番号1の4ページ、これは申請書でよろしいですね。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） それから、表紙番号1の5ページ、様式2号については、教職員等研修実施報告書でよろしいですか。

○事務局長（石井透公君） ただいま事務局の方で確認しますので、休憩にしていきたいと思います。

○教育長（宍戸健悦君） それでは、細かいところをしっかりと確認していただきますので、10分。

○事務局（石井透公君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） では、暫時休憩といたします。

（休 憩）

○教育長（宍戸健悦君） それでは、会議を再開いたします。

それでは、事務局から、資料の訂正について報告をお願いします。

○事務局（戸田正樹君） ただいま梶谷委員の方から御指摘のあった点について御報告を申し上げます。

まず、表紙番号1、定例会議案3ページを御覧ください。

3ページの下から3行目、「『教職員等海外研修実施報告書』を『教職員等研修実施報告書』に改め」となっておりますが、正しくは、「『教職員等研修実績報告書』に改め」です。

引き続きまして、次の4ページです。

様式第1号になりますけれども、「教職員等研修助成金交付申請書」が正しい書類の名称となります。

引き続き、5ページです。

5ページの教職員等研修実績報告書の「下記のとおり教職員等研修を行いましたので、石巻市教職員等海外研修及び」となります。「教職員」が正しいところです。

次に、表紙番号3、規則等新旧対照表を御覧ください。

こちらの4ページ、御覧ください。

4ページの左側の囲みになります。下線が引いてあります「教職員等研修実施報告書」となっておりますが、こちらは「実績報告書」が正しい名称となっております。

引き続き、表紙番号3の6ページ、御覧ください。

様式1号の交付申請書の改正後の様式になるのですが、申請の部分の「石巻市教職員等海外研修及び国内研修の助成に関する規則第5条により助成金を交付されるよう申請します。」となっておりますが、「助成金を交付されるよう」という部分は削除になります。

引き続き、表紙番号3の7ページ、御覧ください。

現行のこの交付申請の様式なのですが、この様式の題名「教職員等海外研修助成金交付申請」

となっておりますが、「教職員等海外研修助成金交付申請書」が正しい書類の名称となっております。

引き続き、8ページを御覧ください。

8ページの書類の名称、現在、「教職員等研修実施報告書」となっておりますが、「教職員等研修実績報告書」が正しい名称となっております。

同じく8ページの真ん中ぐらいですか、「下記のとおり教職員等研修を行いましたので、石巻市教職員等海外研修」と、「教」が抜けております。追加になります。

引き続き、9ページ、御覧ください。

9ページのこの様式の表題「教職員等海外研修実績報告書」となっておりますが、こちらは「実施報告書」が正しい名称となっております。

あと、この9ページ中段やや上の方ですけれども、「下記のとおり海外研修を行いましたので、石巻市教職員等海外研修」云々かんぬんとなるのが正しいところになっております。

大変、資料の方、混乱させてしまいまして申し訳ありません。この場で訂正いたします。あと、正しいものを後日、送らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（**宍戸健悦君**） それでは、確認をいたします。

表紙番号1の3ページについては、第9条のところ、下から3行目、「『教職員等海外研修実施報告書』を『教職員等研修実績報告書』に改め」ということで、3ページについては以上です。

それから、同じく表紙番号1の4ページ、表題で「教職員等研修助成金交付申請書」。

同じく5ページ、本文「下記のとおり教職員等研修を行いましたので、石巻市教職員等」ということで、「教」を入れるということです。

それから、表紙番号3の新旧対照表の、まず4ページです。表紙番号3の新旧対照表の4ページ、第8条の方、左側の第8条、「速やかに教職員等研修実績報告書を」ということで、「実績」ということになります。

それから、同じく表紙番号3の新旧対照表の6ページ、6ページの本文、下の段「規則第5条の規定により」、その次を削除して「申請します。」という形。

それから、7ページ、表題「教職員等海外研修助成金交付申請書」という「書」というのを入れる。

それから、8ページについては、8ページの表題「教職員等研修実績報告書」、それから本文は「石巻市教職員等」という「教」を入れると。

それから、9ページ、9ページの方、現行の方の表題「教職員等海外研修実施報告書」、そして、本文は「石巻市教職員」の「教」を入れると。

以上のところでよろしいですか。

○事務局（戸田正樹君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） では、今、確認いたしましたので、そのようなことで、ほかにありませんか。

よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） ありがとうございます。

---

#### 報告第10号 令和5年度使用教科用図書の採択について

○教育長（宍戸健悦君） なければ次に、報告第10号「令和5年度使用教科用図書の採択について」の報告を受けたいと思います。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） それでは、表紙番号1の7ページを御覧願います。

令和5年度使用教科用図書の採択について、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第4条第1項第14号の規定により、令和4年7月8日付けで専決いたしましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

令和5年度使用教科用図書の採択につきましては、石巻市、登米市、東松島市、女川町の教育委員会で構成する東部採択地区協議会の規則、規約にのっとりまして、小・中学校の特別支援学級用図書の採択事務を行い、7月6日の採択協議会で採択されております。

12ページから14ページを御覧願います。

こちらは、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、いわゆる一般図書と言われるものです。子供の障害の程度に応じて、この中から年度ごとに使用することが可能です。

この一般図書は、毎年採択することになっておりまして、今回、新たに加わった図書は、小学校、ナンバー14、ナンバー25の生活、ナンバー36の国語、ナンバー70の図工、14ページを御覧いただきまして、中学校、ナンバー2の国語、ナンバー9、ナンバー10の数学、ナンバー35の外国語の計8冊でございました。

次に、採択の経過について御報告いたします。

6月1日、協議会役員会を行い、今年度の教科書採択の方針、日程等を協議いたしました。

6月20日、21日の2日間にわたって調査委員会を行い、構成市町の小・中学校の教員から選出された調査員が、特別支援教育の小学校、中学校の部会に分かれて調査研究を行いました。

また、委員の皆様には一般図書を御覧いただき、採択についての御意見等について、6月30日の委員会協議会の場で御協議いただきました。

その後、7月6日、東部採択地区協議会を行いました。

調査委員会の特別支援教育の一般図書について、小・中学校の代表から調査報告を受けるとともに、東部採択地区内各小・中学校から提出された採択希望、3市1町教育委員会の意見を基に、採択委員が協議し、決定いたしました。

結果につきましては、8ページの写しのとおり、7月8日付け、東部採択地区協議会長から、東部採択地区内の各教育委員会教育長宛てに通知があり、この内容で採択決定した各地教委から各学校に通知しております。

現在は、令和5年度使用教科書の需要数報告の手続を行っているところでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

---

#### 第45号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則

#### 第46号議案 石巻市教育委員会学区外就学及び区域外就学に係る許可基準

○教育長（宍戸健悦君） では、なければ次に、審議事項に入ります。

第45号議案「石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則」及び第46号議案「石巻市教育委員会学区外就学及び区域外就学に係る許可基準」については、関連がありますので、一括議題として審議したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） それでは、第45号議案及び第46号議案については、一括して審議いたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、ただいま一括上程されました2議案について御説明申し上げます。

初めに、第46号議案 石巻市教育委員会学区外就学及び区域外就学に係る許可基準について御説明いたしますので、表紙番号1の24ページから26ページ、併せて、表紙番号3、令和4年石巻市教育委員会第7回定例会規則等新旧対照表38ページから45ページまでを御覧願います。

石巻市教育委員会学区外就学及び区域外就学に係る許可基準について、許可期限を年度の末日と定めている事由が多数あり、毎年、継続申請の手続が必要となり、事務の煩雑さを招いております。このことから、主に年度の末日までと定めている学区外及び区域外の許可期限を卒業までとし、また、申請時に添付書類の提出を求めるなど手続を見直すことにより、保護者の負担軽減、また、学区内等の継続申請に係る業務時間を削減し、事務の効率化を図るものでございます。

次に、第45号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則について御説明いたしますので、表紙番号1の15ページから23ページ、併せて、表紙番号3、令和4年教育委員会第7回定例会規則等新旧対照表10ページから37ページまでを御覧願います。

本議案は、石巻市教育委員会学区外就学及び区域外就学に係る許可基準の見直しに伴い、関係規則の改正も併せて行うものでございます。

第7条の学区外就学の許可の取消し及び第9条の区域外就学の許可の取消しについての規定が設けられていないことから、新たに設けるものでございます。

また、様式についてになりますが、第5号、第8号及び9号、第11号、第13号から第15号まで、第17号、第19号及び20号について、「石巻市教育委員会あて」を「石巻市教育委員会宛て」、漢字表記に改正し、第5号及び第9号につきましては、併せて申請理由も改正するものでございます。

次に、附則であります。第1項は施行期日を規定したものであり、令和4年9月1日から施行しようとするものでございます。

附則第2項から第5項までは、経過措置を規定したもので、改正前に許可の申請があり、許可を受けた者は、改正後の規定に適用することとしたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。  
梶谷委員。

○委員（梶谷美智子君） また様式のことですけれども、区域外就学については、願い出るではなく、申請書を出すという中身だと思うのですけれども、区域外の様式を見ますと、新旧対照表の20ページに、区域外の就学申請書があるのですけれども、改正された申請書を見ますと、「下記の事由により、区域外就学をさせていただきますようお願いいたします。」というような文言になっております。申請となれば、ちょっとこれだと前の様式と変わらないなど、前は条文では願い出ると書かれていたと思うのですけれども、ここちょっと合わないような、申請であれば、「申請します。」というような表記でもいいのかなと思ったのですけれども、この部分ちょっと確認させてください。

○教育長（宍戸健悦君） 該当のページを確認したいのですけれども、表紙番号1の16ページは「申請します。」。

○委員（梶谷美智子君） すみません、私の話し方が。  
新旧対照表の10ページ。

○教育長（宍戸健悦君） 10ページ。

○委員（梶谷美智子君） はい。

規則の第9条に、区域外就学のことについて書かれておるのですけれども、区域外就学を希望する保護者は、様式第9号によって教育委員会に「申請しなければならない。」では、現行では「願い出なければならない。」というふうになっております。それが申請というふうに改正されていること。

それを見て、この実際の様式を見ますと、その実際の様式が20ページにあります。

20ページの様式第9号です。この区域外就学申請書を見ますと、「下記の事由により、区域外就学をさせていただきますようお願いいたします。」というような文言になっていまして、これだと願い出るといような表現になってしまうのかなと思って。申請しなければならないので、これは学区外と同じように、「区域外就学を申請します。」というような書き方でもよろしいのではないかなと思ったのでお話ししました。

○教育長（宍戸健悦君） なるほど。

では、今、表紙番号3の10ページ、第9条で、現行が「願い出なければならない。」というのを、改正では教育委員会に「申請しなければならない。」となっております。

そして、表紙番号1の20ページ、同じ様式第9号について、「就学をさせていただきますようお願いいたします。」となっているということで、であれば、条文、新しい条文の「申請しなければならない。」なので、このところは申請、表現のところですね。

これについてはいかがでしょうか。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） 現行では、区域外就学の方、条文の方では「願い出なければならぬ。」ということで、改正後は「申請しなければならぬ。」というふうに改正する予定としております。

そういうこともございまして、様式についても、学区外就学と同様に申請、「申請します。」というような内容の文章に、この場で訂正させていただきたいと思います。

そうなりますと、表紙番号1でお話ししますと、20ページの7行目の「下記の事由により、区域外就学をさせていただきますようお願いいたします。」という内容を、例えば「下記の事由により、区域外就学を申請します。」というような形に訂正させていただきたいと思います。

同様に、表紙番号3の規則等新旧対照表のページ、20ページ、改正後の様式につきましても、同様に「下記の事由により、区域外就学を申請します。」というような内容に、こちらの方を訂正させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） では、確認をいたします。

修正のところは、表紙番号1の20ページ、「区域外就学をさせていただきますようお願いいたします。」とありますが、「区域外就学を申請します。」と訂正。

それから、表紙番号3の20ページ、こちらの新旧対照表についても、20ページの部分の表で文章、「区域外就学を申請します。」と訂正するというところでよろしいですか。

○教育総務課長（今野良司君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） では、そのようをお願いいたします。

これについて、私の方から補足しますと、様式については、今、確認していただいたところでございます。

現実問題、例えば中学校1年生に入学をして、区域外就学をお願いしたと。そうすると、教育上の配慮で、現実のところは、2年生になるとき、3年生になるとき、毎年審査が必要だったのですが、学校の教育的な配慮ということで、通常は、それによって認めないというようなことは現実的には起きていないということでもあります。ただ、安易に区域外就学をしないという抑止力のために、毎年申請をしてくださいとなっていたものであります。

しかし、現実的には、今お話ししましたように、途中で変えるということは、現実的にはないわけですので、その代わり、最初に申請をするときに、学校の方の学校長からの意見聴取もしながら、確認をして区域外就学の申請を認めるかどうかという判断をするという形に、現実

に即した形で改正し、さらに、それに伴って、それぞれの事務の効率化を図るところでの提案ということでございます。そういうことでの改正ということでもあります。

それについては、いかがでしょうか。よろしいですか。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） その途中で元に戻したりということはないということですが、その最初の申請の段階で許可されないということも、今まで何件かあるのですか。申請が来たのを見て、この理由では駄目ですよと行って却下ということも、中にはあったわけですか。

○教育長（宍戸健悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） 内容を確認して、いわゆる虚偽の申請ではなければ、そういった部分では認めていますので、ちょっと悩む部分というのが、例えば、子供が学校でいじめを受けていますというのは、現場、事務方では確認できないので、そういった場合は、一度学校と連絡を取り合いまして、実際そういった事実があるのかどうか、それ以外の事実であれば、少し時間を置かせていただいて、再検討いただくというのはございますけれども。いわゆる虚偽のそういった申請がなければ、ほとんど認めているというのは、現状にはなっております。

○委員（杉山昌行君） 分かりました。

○教育長（宍戸健悦君） それも含めて、規定に従って申請を受け付けるという形になっていきますが、生徒指導上、いろんな課題がある場合には、学校教育課と連携をしながら、学校と教育委員会が連携して事実確認をして、よりよい方向のところ、具体的にどちらの学校になるかということ協議しながら決めていくという現実的な対応はしているというところでもあります。

よろしいでしょうか。

○委員（杉山昌行君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） ほかに。

大和委員。

○委員（大和千恵君） この表紙番号3の12ページの改正の申請理由のところ質問なのですが、特定の文化活動又はスポーツ活動を行っていて、その学校に部活動、その部活動がなかった場合に、隣接する学校に入れるということなのですが、これは、ない場合のみ、例えば、その学校強いからというのは認めていないということ。

○教育長（宍戸健悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） 今、御質問あったように、例えば野球部が自分の中学校にな

くて、隣のすぐ隣接の中学校にもあるしという状態でも、例えば、今お話あったように強豪校に行きたいという場合は、それはこの理由では認めてはいないです。

○委員（大和千恵君） 一番近いところってことですね

○教育総務課長（今野良司君） 近いところですよ。はい。今回、申請理由に新たに追加したような形にはなっていますが、今までも、その他の理由として実際認めていたケースはございまして、あえて分かりやすいように申請理由の方に追記したような形になっております。

○委員（大和千恵君） はい。

あと、その下の、兄弟姉妹がいる場合ということも、兄弟で特に該当する理由がなくても、上の兄弟が行っていれば行けるということでしょうか。

○教育長（宍戸健悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） ええ、そうですね。こちらの文章にあるとおり、お兄さんが行っているのとか、お姉さんが行っているのという理由では認めてはおります。

○委員（大和千恵君） はい。

○教育総務課長（今野良司君） 一番申請の理由として多いのが、共働きで、例えば小学校に入ったばかりなのだけれども、おじいさんおばあさんが遠い学区にいるという場合に、そちらの方に学区外を希望しますというのが、申請理由の中では一番多い状況になっております。

○教育長（宍戸健悦君） 今、話があったように、お兄さんお姉さんの変わるときに、その学区外申請がそうやった認められた場合については、下の弟妹も同じ学校に行くことができるということです。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ないようでしたら、第45号議案「石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則」及び第46号議案「石巻市教育委員会学区外就学及び区域外就学に係る許可基準」については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） では、異議がありませんので、第45号議案及び第46号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

第47号議案 令和4年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果に

## ついて

○教育長（**宍戸健悦君**） 次に、第47号議案「令和4年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果について」を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（**今野良司君**） ただいま上程されました第47号議案 令和4年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果について御説明申し上げます。

表紙番号1の27ページを御覧願います。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施した点検及び評価の結果を、別冊のとおり報告書として取りまとめましたので、議決を求めるものでございます。

次に、報告書の内容について御説明いたしますので、別冊の1ページを御覧願います。

初めに、事業の概要及び目的でございますが、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないものとなっており、実施に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされているため、3名の学識経験者を選任し、意見聴取を行いました。その結果を報告書にまとめ公表することによって、市民に対する教育行政の説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的な教育行政の運営に資することを目的としております。

次に、根拠法令でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条及び石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱に基づき実施するものでございます。

次に、点検・評価実施内容についてでございますが、本年度の対象事業につきましては、石巻市教育振興基本計画実施計画の掲載事業から、将来にわたり長期的に継続していくべき事業、子供の安全安心のために重点的に取り組むべき事業として、学校教育分野で8事業、社会教育・保健体育分野で2事業の合計10事業を選定しております。

点検及び評価の方法につきましては、各課において対象事業における実施状況及び成果の自己点検・評価を行い、その内容について学識経験者から意見を聴取し、報告書に取りまとめたものでございます。

次に、2ページを御覧願います。

対象事業一覧でございますが、本年度は御覧の10事業につきまして点検及び評価を実施いた

しました。

次に、3ページを御覧願います。

意見聴取会の実施内容でございますが、本年度の学識経験者は、石巻専修大学人間学部人間教育学科特任教授の田中秀典様、元石巻市立石巻小学校校長の佐藤文夫様、それから特定非営利活動法人にじいろクレヨンの吉田和美様の3名に就任していただき、去る7月5日に意見聴取会を実施いたしました。

進行方法につきましては、御覧のとおりですので、説明は省略させていただきます。

次に、4ページから6ページを御覧願います。

学識経験者からの意見を記載しております。学識経験者の方からは、総括的意見及び事業ごとの意見を聴取しております。

初めに、事業ごとの意見について御説明いたしますので、7ページを御覧願います。

なお、本報告書につきましては、事前にお配りさせていただいており、お時間の都合もございますことから、事業目的、事業の実施状況及び評価等については、説明を省略させていただきます。

学識経験者からの意見を主に説明をさせていただきます。

まず、7ページ、番号1、サイエンスラボ事業では、トピック的に実施するだけではなく、日常化するための努力を進めてほしい。そのために、予算確保も含めて体制づくりを進めてほしい。科学的な感動、楽しみと驚きを体験できる重要な事業であるので、引き続き続けて実施してほしい。地域団体やNPO団体などと連携しながら、教育のニーズに応えられるようにしてほしい。子供の疑問や視点に気づいてサポートできる指導力の向上に期待するなどの御意見をいただきました。

次に、11ページ、番号2、「心の教育」推進事業（いじめ、暴力行為の防止）では、教育委員会において、学校長の責任の下に指導体制をつくってほしい。教職員の意識や組織としてのいじめ認知度向上につながっており、教職員一人一人がアンテナを高くし、学校全体チームとなって取り組んでいる。今後も、時代の流れに対応した体制にすることで、相手の立場で考え、認め合い、支え合って人間関係をつくっていくように進めてほしい。いじめは被害者に目が行きがちではあるが、加害者側に対しても、ささいな変化に気づき、初期対応していく必要が求められているなどの御意見をいただきました。

次に、15ページ、番号3、国際理解教育推進事業では、民間業者ときちんと提携して、きめ細かい対応を少ない予算の中で効率的に行っている。異文化交流というのは、英語を話すだけ

では十分ではなく、日本人同士の異文化の違いに対する理解も必要である。外国語活動の実数増加、国際理解教育を含めた指導内容の充実に対応するためには、ALTの配置数を拡大することが必要である。子供たちの英語を体験できる機会を増やすため、地域や国際交流団体との連携について教育委員会が支援してほしい。子供たちはALTの授業について、多文化に触れる機会として心から楽しんでいる。引き続き先生方の声も含めて、一層子供たちの関心が高まるように事業を実施してほしいなどの御意見をいただきました。

次に、19ページ、番号4、特別支援教育支援員配置事業では、評価から見ると満足度の高い事業で、校内体制の工夫や努力が高い評価につながっていると考える。支援を要する児童・生徒は今後も増加が予想されており、学級担任の負担を軽減して学習を充実させるためにも、支援員の拡充を進めていく必要がある。また、支援員を増やすだけではなく、質の向上も必要であるので、研修の充実についても大事である。障害のある児童・生徒が増えていることが課題ではなく、児童・生徒に対応できる人員の確保ができていないことが課題であると感じる。支援員が相談できる場所を準備し、引き続き支援員の指導力の向上について、教育委員会、先生方の力を活用して進めていき、子供たちのニーズに応えられるように尽力してほしいなどの御意見をいただきました。

次に、23ページ、番号5、適応指導教室運営事業では、訪問相談や担任教諭との相談など、適切な形で連携対応が図られている。今後、相談内容がさらに多様化、複雑化していくことから、学校、各機関との連携を図って、より丁寧な対応を行ってほしい。予算的に難しい状況であるが、多様化、複雑化している状況に対応するため、指導員の増員について予算を確保するようお願いする。石巻の不登校児童・生徒が増加している状況は、珍しいことではないと感じている。けやき教室で、誰かに認められたり、声をかけてもらうことで、子供はその場所に居場所をつくるのだと思う。他社との信頼関係を築ければ、子供たちは居場所を見付けられる。けやき教室の再登校率の高さも、体験活動や外部講師などの再登校へ向けた適切かつ効果的な取組が成果につながっている。この事業は、学校に行きたい子供たちに配慮する取組なので、様々な形で子供たちの希望に沿えるように尽力してほしいなどの御意見をいただきました。

次に、27ページ、番号6、桜坂高等学校の魅力ある学校づくり事業では、2つのコースの特色を、進路や資格など将来に視点を当てて明確にし、発信していくことが大事である。その特色に探求活動を生かしていくことで、大きな魅力になると考えられるので、探求活動に焦点を当てることを特色にすることも検討してほしい。小・中学校との交流や町内会、地域住民、地元企業、NPOなどの団体と連携しながら、桜坂高校が地域の学校であることをアピールして、

地域社会からの理解を得ながら探求活動を進めていくことが大事である。学校の本当の魅力を伝えられるのは、実際に学校に通っている生徒と卒業生にしかできないので、生徒自身で伝えていく取組を検討してほしい。自分の希望に沿った就学、就職に到達することが子供たちの励みになるので、大学との連携を推進することによって、子供たちにアピールしていくことも重要なことであり、魅力を感じられるように様々な取組を実施してほしいなどの御意見をいただきました。

次に、31ページ、番号7、学校防災推進事業では、各学校で防災教育の必要性を重視して、児童・生徒が副読本で身に付けた知識、能力を、様々なケースを想定して避難訓練を行い実践していることが、この評価には表れている。実情に応じて計画、マニュアルなどを改定していくことが大事で、柔軟な対応につながっていくので、機能する計画、マニュアルなどであるためにチェック体制をお願いする。学校は、その地域にあるわけで、行政が地域と学校の間に入って、地域と一体の形で避難訓練などを進めていくことが大事である。避難訓練などで充実している活動になっているが、震災遺構を生で見える機会を設けることも、違う観点で防災の意識を高めることにもつながると感じた。地域主体で訓練を実施するときに、子供たちが参加しやすくするために、学校の先生方や地域の人たちで顔が見える関係性をつくってほしい。自分の命は自分で守れる子供たちが育ってきているので、引き続き防災教育に力を入れてほしいなどの御意見をいただきました。

次に、35ページ、番号8、校舎等整備事業では、子供たちの減少見通しによる計画により進められているが、統廃合の問題もあり、計画どおりには進めにくいと思う。総合評価はCであるが、より専門的な観点が必要な事業であり、既に解決すべき課題は見いだされており、石巻市学校施設整備保全計画に基づき、子供たちの安全安心な環境整備に努めてほしい。実際に校舎がきれいに整備されると子供たちは喜び、自分たちの校舎に愛着を持って大事に使おうと感じるので、事業を計画的に進めてほしいなどの御意見をいただきました。

次に、39ページ、番号9、協働教育推進事業では、学校で必要な支援がすぐ受けられるシステムで、機能する仕組みをつくったことは最大の評価であり、拡充させていくべき事業である。各学校で工夫して可能な活動を進めることが、学校と家庭、地域との協働活動を継続させるために大切なことである。協働教育コーディネーターの資質の向上と情報交流を進めていき、また、コーディネーターについては、学校と地域をうまく連携して発掘し、発掘したらそれを育成し、支援していくということが重要なので、組織的に継続して進めてほしい。コミュニティ・スクールの取組が進んでおり、事業の差別化が難しいと思う。連携ができる分野であるの

で、互いに高め合って進めてほしい。今の石巻だからできることをみんなで考え、学校の先生方や教育委員会の力を活用して進めてほしいなどの御意見をいただきました。

次に、43ページ、番号10、読書環境整備事業では、貸出冊数も増えているが、さらに市民のニーズに合った図書を整備するため、図書の購入費用を確保してほしい。小さな子供たちから本をたくさん読むということは、心の豊かさ、想像力、思考力を伸ばし、学力向上にもつながっていく。小・中学校の本の不読率調べの状況も捉えながら、どのようなニーズがあるか、学校図書館司書の方との研修などで把握して、具体的な学校支援の事業も進めてほしい。図書を何冊も購入するには、ためらってしまうという家庭も多いと思うので、もっと本に触れる機会を設けてほしい。本の楽しさ、面白さを伝え続けていくことしか方法はないので、図書館から子供たちに伝えていくことを続けてほしいなどの御意見をいただきました。

次に、4ページにお戻り願います。

対象事業ごとの意見を踏まえましたが総括的な意見について御説明いたします。

まず、田中様からは、行政として、この10事業は継続していきたい、拡充もしていきたいという意思を酌み取った。それぞれの部署の方は、大変知恵を絞って、いろいろな事業展開をしている。それぞれの課では、すばらしいアイデアが多いと思うので、それを見極めて進めていく視点が大事であるとの御意見をいただきました。

佐藤様からは、新型コロナウイルス感染拡大の繰り返しなど、目まぐるしく状況の変化する中で各事業を進めることは、難しい判断に迫られて並々ならない苦労があることが分かった。

10事業の総合評価でC評価となったのは、特別支援教育支援員配置事業で、支援を要する児童の数がさらに拡大する状況がうかがえ、さらなる増員が考えられるのではないかと思う。また、増員だけではなく、支援員の資質、それに対応する教職員との連携ということもあり、各学校でいかに話し合いを進め、実践への研修を行う共同作業がうまくいっているかが大事だと思う。

A評価のサイエンスラボ事業、学校防災推進事業、協働教育推進事業も本当に充実した事業として成果を上げており、そのまま続けていただきたい。

理科教育の充実、安心安全な学校環境づくり、そして、教育全体で子供たちを育む教育改革推進、これは大事なことである。

時数増で国際理解教育の充実も含めて、多様な工夫に努めている学校の現状では、学習の充実のために増員は必要である。

けやき教室の指導員についても、不登校生徒の状況、発達障害の対応、訪問指導でも複雑で

深刻な状況があるので、より適切な対応を進めるためには増員は必要である。

今後、コロナの中で先を見通すことが難しい状況が続くが、子供たちにとって今しかない、今、身に付けなければならないものがあるはずなので、教育委員会のリーダーシップの下、学校、地域だけでなく、多様な連携と協働の視点にして、子供たちにとって安全安心な学校、そして、行きたくなる学校づくりをお願いするとの御意見をいただきました。

5 ページを御覧願います。

吉田様からは、学校教育というのは、勉強に限ったことではないと思っていて、子供たちの思いというのが尊重されるということが何より大切であってほしい。頭ごなしに何かを教えるということが、なかなか難しい時代となっており、事業報告に出てきた問題、課題についても、子供たちと信頼関係を築くことでしか解決できないという課題も多かったのではと感じた。苦しい状況だからこそ、教育委員会が中心となって、行政の枠や課ごとの枠にとらわれずに、地域企業や支援団体、NPO、地域住民、本当に子供も大人も地域全体で知恵を出し合って、子供たちが安全、安心安全に学びを深められる社会環境の実現、新しい石巻モデルを構築していただきたい。今までの考え方にとらわれず、子供たちの意見を反映させたもので進めていただけると、子供たちは生き生きと学校生活を過ごしていくのではないかと感じるとの御意見をいただきました。

以上の学識経験者からの御意見を踏まえ、今後の教育行政の適正かつ効率的な運営が図られるよう取り組んでまいります。

なお、本報告書につきましては、議決後、庁議への報告を行い、市議会第3回定例会に提出するとともに、市ホームページへ掲載し、公表するものといたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

**○教育長（宍戸健悦君）** それでは、ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

梶谷委員。

**○委員（梶谷美智子君）** 評価の実施評価がありました特別支援教育支援員配置事業、評価していただいた方々の御意見の中にもあったのですけれども、配置事業について、3点お話しさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、質問なのですけれども、以前、支援員、同一校5年までというような、何か任用の規定というか、そういうことがあったのですけれども、現在はどのようになっているのかということをお教えさせていただきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、令和2年度から令和3年度の支援を必要とするお子さんが

100人増加というようなことが、この報告書の中に書かれていたのですけれども、たくさんの子供たちが支援を必要としているのだなという、その数の多さに驚いたわけですが、以前もこの会議でお話しさせていただいたのですが、この支援員の中には、何クラスか掛け持ちでこの支援に当たっているという方もいると思いますし、いろいろ悩みながら子供の支援に当たっていると思います。

そういった状況で、なかなか担任と連携を取るとか、保護者との信頼関係であるとか、支援員の資質の向上であるとか、いろいろ取り組む課題は大きいのですけれども、支援員の勤務時間との関係で、なかなか時間の確保が難しいというのが現状だと思うのですけれども、担任との打合せであるとか、支援員同士の何か打合せであるとか、そういったところも各校で工夫はしていただいていると思うのですけれども、より支援員を活用して、もっと子供たちの支援に当たれるように、なるべく工夫していただけるといいのかなと思います。

3点目が、支援員を必要とする児童・生徒数が増えているということで、御意見の中にもあったのですけれども、未就学段階からの早期支援が必要だという、これは私もすごくそれは感じておまして、そのためには、幼稚園や保育所、こども園、あるいは学校だけではなくて、関係機関等の連携ということが本当に大事、大切だと思うのですね。

具体的に言うと、私も幼稚園にいたものですから、幼稚園の場合だと、保健福祉部の健康推進課の方との連携というのがすごく重要だったのです。そこを教育委員会の方からも働きかけていただいて、関係機関と大いに連携しながら、子供たちに未就学段階からの早期支援ということに取り組んでいかなければいけないと思っています。

小学校、中学校と幼稚園、保育所、こども園の連携というのは大事だということは、ずっと言われているのですけれども、小学校と幼保との連携の在り方というのが、なかなか難しい面もあります。支援員を必要とする数が増えているということを考えても、小学校に入ってから、なかなか適応できないというようなお子さんも少なからずいると思いますので、小学校に入ってから、そのスタート、その小1プロブレムの緩和という意味でも、各小学校でスタートカリキュラムを、年間の計画にぜひ位置付けるという方法も考えていただけたらなと思います。

長くなりました。以上です。

○教育長（宍戸健悦君） では、今、3点についてお話がありました。

学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） お答えいたします。

支援員の同一校5年というのは、厳密に5年という定めはないのですけれども、大体5年ぐ

らいで異動というところは、今も継続してやっております。小学生の子供が、今まで見ていた子供が卒業したりですとか、中学生も3年で終わりですので、大体5年ぐらいで配置転換というのを基本的に行っております。

それから、生徒数は減っているのですけれども、令和2年から100人増えており、支援を必要とする生徒が増えているという現象があったり、あるいは先生の数がだんだん今は少なくなってきたりして、この支援員の力は非常に大きなところ です。

令和6年までに一応100人の採用で、毎年3人ずつ増やすというところで、100人を目標に取り組んでいるところなのですが、その後、さらに増員も必要かなと考えています。

課題は、支援者の質、あと能力でしたり、市教委でも研修会等を開いておりますし、それから担任との打合せも、以前よりも、その支援員という役目の在り方がだんだん分かってきまして、その辺のトラブルも少なくなっているように感じております。

3つ目、未就学児からの支援につきましても、委員の指摘のとおり必要かと思 います。

就学相談を今もやっているところ です。これも年々多くなってきました、小学校に上がるに当たって心配だということで、一応学校見学と一緒に 行ったりですとか、あと、支援員を必要とするか話し合いを丁寧に行って、なるべくスムーズに小学校の方に行けるよ うという体制を整えております。

やはり何か、ずっとその子が成長するところに同じ人が支援するような形がいいのかなと思 っていますし、あと、合う合わないもあると思いますので、その辺の調整を取りながら、でき だけ支援を要する子供たちをどんどん援助していきたいなと考えています。

以上です。

○教育長（宍戸健悦君） よろしいでしょうか。

○委員（梶谷美智子君） はい。ありがとうございます。

○教育長（宍戸健悦君） 支援員を必要とする子供たちが増えているというのは全国的な状況で、これについては本市だけの問題ではないので、これについては教育長部会等も含めて、県や国の方に財政的な支援ということでお願いはしているところ であります。付け加えました。

ほかに質問等ございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ないようでしたら、第47号議案「令和4年度石巻市教育

委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果について」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) 異議がありませんので、第47号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

#### 第48号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○教育長(宍戸健悦君) 次に、第48号議案「石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

学校管理課長から説明をお願いします。

学校管理課長。

○学校管理課長(大山健一君) ただいま上程されました第48号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について御説明申し上げますので、表紙番号1の28ページを御覧願います。

石巻市学校給食センター運営委員会は、石巻市学校給食センター条例第4条の規定により、学校給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、教育委員会の諮問機関として設置するものであり、同条例第5条の規定により、委員は学識経験者、関係学校長、児童・生徒の保護者及び関係行政機関の代表者20人以内で組織し、教育委員会が委嘱することになっております。

本案は、学識経験者として委嘱している委員について、推薦組織の役員改選に伴い、担当理事が変更となったため、委員を変更する旨の通知があったこと、また、関係学校長として委嘱している委員について、退職及び人事異動により欠員となっておりますが、関係機関から推薦をいただきましたので、合計4人の補欠委員候補者の委嘱について議決を得ようとするものでございます。

なお、委員の任期につきましては、議決の日から前任者の残任期間である、令和5年6月30日までとなっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長(宍戸健悦君) それでは、ただ今の説明に対して、御質問等はありませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長（宍戸健悦君） では、ないようでしたら、第48号議案「石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第48号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

#### 第49号議案 石巻市社会教育委員の委嘱を解くことについて

○教育長（宍戸健悦君） 次に、第49号議案「石巻市社会教育委員の委嘱を解くことについて」を議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（林 伸晃君） ただいま上程されました第49号議案 石巻市社会教育委員の委嘱を解くことについて御説明申し上げますので、表紙番号1の29ページを御覧願います。

本案につきましては、現在委嘱しております委員の任期は令和3年6月1日から令和5年5月31日までであります。北上地区より選出の西條俊幸委員より、令和4年6月29日付けで辞任届の提出がなされたことに伴い、7月31日をもって委嘱を解くものであります。

なお、後任につきましては、現在、北上公民館へ推薦を依頼しているところでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） では、ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） ないようでしたら、第49号議案「石巻市社会教育委員の委嘱を解くことについて」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第49号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

#### その他

○教育長（宍戸健悦君） 審議事項を終了し、その他に入ります。

はじめに、委員の皆さんからございませんか。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 質問なのですが、少し前に子供の貧困ということで1回質問したことがあるのですけれども、今回はそうではなくて、ヤングケアラーという、前から問題になっているのですけれども、管轄は教育委員会ではないと思うのですが、ただ、子供に関わることで、そういう情報の交換というか、教育委員会で、石巻市内のヤングケアラーの子供たちがいるかどうかという把握をなされているのかどうか。もし把握されているとすると、どの程度のヤングケアラーがいるのかというのを知りたかったので、質問です。

○教育長（宍戸健悦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） ヤングケアラーというと、定義に当てはまるかどうかという微妙な家庭はあります。要は、子供が夜も兄弟だけで生活していて、要は親が仙台で働いているだったり、おじいさんおばあさんに預けられているのだけれども、そのおじいさんおばあさんが生活能力がないでしたりとか、そういう子供たちは何人かおります。虐待防止センターだったり、児童相談所と連携しながら、その子供たちに関しては支援を続けていますが、ヤングケアラーだということの、今の子供、石巻の子供たちの情報はありません。

○委員（杉山昌行君） 分かりました。

○教育長（宍戸健悦君） 杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 多分、子供の貧困もヤングケアラーも、あるいはDVも、全部単体ではなくて、意外と連動してというか関連した問題だと思うので、横の情報交換とかしながら、対策を取って行ってほしいと思います。

○教育長（宍戸健悦君） この教育委員会と虐待防止センターとか、そういうところとの情報共有は常に図りながら、何かあればすぐ学校を介して、それぞれが連携して対応できるような形は常に取っております。

ただ、その対応の件数とかは決して減ってはいないという状況が、DVも含めた、DV疑いなども含めると、増えている状況でございます。

○委員（杉山昌行君） ありがとうございます。

○教育長（宍戸健悦君） では、そのほかございませんか。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） それでは、各課長方からございませんか。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） 教育総務課の方からは、最近、人口と同じように児童・生徒

も減っているということで、推計をまとめましたので、皆様にちょっと資料をお配りさせていただきまして、御説明をさせていただければと思います。

(資料配布)

○教育総務課長(今野良司君) まず、1枚目の方なのですけれども、表紙を開けまして1ページ目の方、児童数の推移になってございます。

平成17年、合併時については、児童数が9,479人おりました。現在、令和4年、こちら7月1日現在の数字になります。5,921人ということで、平成17年、合併時に比べて4割弱減っている状況となっております。

あと、こちら令和10年までというのは、こちらは住基の方から拾いまして、生まれた子供の人数を足しておりますので、ほぼこの人数が正しいものになると思われすけれども、令和10年度の児童数という意味では4,746人、大体合併時に比べて半分ぐらいになります。令和4年度に比べても、1,200人ぐらい減るような状況が予想されております。

2ページ目の方を御覧いただきたいと思います。

こちら生徒数の推移ということで、中学校の生徒の数になります。

こちら、平成17年の4,989人に比べてまして、令和4年度では同様に4割弱減っているような状況となっております。

3枚目を御覧いただき、3枚目以降を御覧いただきたいと思います。

こちら3ページ目からは、各小学校の児童数の推計ということで、学校ごとに令和10年度まで予想される数字を表しておりまして、縦には学校名と学年、横の方には年度をこちら記しております。水色の部分が35人学級ということで、今、40人学級から少しずつ令和7年度に向けて35人、1クラス35人学級というのを進めておりますので、そのようなものとなっております。

一番上の石巻小学校を例に取りますと、令和4年度で11学級270人、1クラス学級になっているのが6年生だけなのですけれども、令和10年度には生徒数は167人に減りまして、学級数は7ということで、これで行きますと、令和11年度には石巻小学校も全て単学級というのが見えております。

あと、下の方に移っていただきまして、東浜小学校は来年度統合ということですよ。

次の4ページ目を御覧いただきたいと思います。

こちらの方も、一番は稲井小学校になりますけれども、稲井小学校も、令和4年度現在は各クラス2学級の全部で12学級、児童数303人なのですけれども、令和10年度では213人という

ことで、90名近く減るような予想となっております。

5 ページ目の方をお開きいただきたいと思います。

こちらに来ると、太柾の複式学級が見えてきます。

二俣小学校については、令和10年度には3年生が10名になりまして、この場合だと2年生と3年生の複式学級ということで、こうなりますと、どちらかの学校との統合というのも意識しなければと考えております。

あとは、複式は、現在では雄勝小学校、あと北村小、一番下の北村小学校については、令和7年度から複式学級が見えております。

続きまして、6 ページの方をお開きいただきたいと思います。

こちらの方も、複式学級、和渕小学校、令和7年度から複式学級、あと中津山第一小学校については令和8年度、桃生小学校については令和6年度、北上小学校についても、同じく令和6年度から複式学級が見えてございます。

7 ページ目をお開きいただきたいと思います。

こちら牡鹿地区の3つの小学校、鮎川小学校、大原小学校、寄磯小学校と、全て既に複式学級となっております、仮に3校が1つの学校になっても、複式学級が解消できないというような状況になります。

続きまして、8 ページをお開きいただきたいと思います。

こちらからは中学校になりますけれども、地域にはよりますけれども、例えば4つ目の湊中学校については、現在、生徒数57人、令和10年度で65人というふうに生徒数が増えるようなイメージにはなっておりますけれども、実は現在、令和4年度、湊中学校の学区内に住んでいる生徒は90人近く、八十何名住んでいますけれども、その3分の2ぐらいが、先ほどもお話ししたような学区外就学という形で、学区に住んでいる生徒の3分の1が既に学区外だったり、仙台の方の私立の区域外の方に就学しているという実態がございます。令和10年度に65人ということで、現在から8人増えているように見えますけれども、実際は通う生徒はもっと減るのかなと捉えられます。

9 ページ目をお開きいただきたいと思います。

こちらの方も、雄勝中学校だと現在9名いますけれども、令和10年度には11名という、ほぼ横ばいのような形にはなっております。

あと、牡鹿、一番下の方の牡鹿中学校19名なっておりますが、令和10年度には16名ということで、特に中学校だと、先ほどもお話で出たのですけれども、好きな部活ができないとい

うのもあって、ほかの区域の学校に転校といいますか、希望する生徒が多くいるようでございます。

あと、10ページ目、最後のページをお開きいただきたいと思います。

同じように、幼稚園の公立幼稚園の園児数の推移ということで取りまとめました。

幼稚園については、学区関係なく、ほかの地域にも行くということもございまして、推計は取りにくかったので、現在までの推移ということになっております。

住吉幼稚園については、こちら平成29年度に太枠しておりますけれども、これは平成30年の3月に、この平成29年現在の園児数を基に、石巻市公立幼稚園、保育所、こども園の再編計画というものを策定しております。その段階での数字で申し上げますと、住吉幼稚園で30人おりましたけれども、現在は8名、あと稲井幼稚園についても20名おりましたけれども、現在は3名、河北幼稚園については63名から33名、桃生幼稚園については62名から12名ということで、大体全体で3分の1ぐらいの園児数となっております。

稲井幼稚園については、令和6年の4月の新たなこども園の開園に向けて準備を進めております。また、河北幼稚園については、この再編計画を策定した段階では、こちらの記載にもございますが、今後5年間の方針というところでは存続、その当時では63名いたので存続ということで記載してございますが、現在、数も減ってございますので、現実的には稲井保育所との統合によりまして、河北地区でのこども園化というの、今、検討に入っております。

話は戻るのですが、現在、教育総務課の方では、学校の統廃合に向けまして、各学校の説明に回っております。

昨日、本日もなのですが、鮎川小学校、大原小学校と寄磯小学校の校長先生や教頭先生と意見交換をさせていただきまして、子供たちの様子とか、PTAの保護者の方のお話を伺ってきたのですが、その中では、先日、その3校で合同で野外活動センターの方に行って活動をされたようなのですが、子供たちの顔を見れば、最初は緊張していたけれども、やっぱり子供は多くの人数の中で生活している方が楽しいのかなという御意見も聞かれましたので、適正規模・適正配置という距離的な問題もございまして、そういった部分、PTAの方や地域の方のお話を聞きながら、統合に向けてちょっと進めていきたいと考えておりますので、今後も進捗状況を御報告できる状況になりましたら、随時報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

教育総務課からは以上です。

○教育長（宍戸健悦君） ありがとうございます。

学校の統廃合ということは、非常に大きな問題で、少子化の状況の中で、今後どうしていくかということについては、地域の中にある学校ということで、コミュニティ・スクールというのを、今、進めておりますので、地域の方々と一緒に議論をしながら、今後の方向性について一緒に考えていって決めていくというところで、特に今の報告にもあったように、複式学級になるその年が、予想よりもかなり早まっているということが現実的にあります。それで、桃生地区であるとか河南地区であるとか、そういう複式学級が近々に見えている学校の、特にそういう学校については、地域の方にできるだけ早くお話をし、地域の方々の中でいろいろな議論をできるような形で進めていきたいと。

複式学級というのは、直接指導と間接指導という指導をするということで、非常に担任の先生は苦慮をされながら指導しているわけですが、教育の環境としては、もっと多い人数の子供たちの中で、いろいろ意見交換をして課題解決をするというのが、今の授業の流れなので、より人数の多い、複式学級はできるだけ避けたいということで、これからは少し急ぎではあるのですが、学校、そしてPTA、そして、その次、地域の方々というようなことで、議論をしていく方向で進めていきたいということで、報告をさせていただきました。

これについては、何か委員の皆様からは御意見。

杉山委員。

**○委員（杉山昌行君）** さっきの地域外通学の話ではないのですが、多分、今の現役のお父さんお母さんたちや、もっと小さい子供を持つお父さんお母さんたちは、我が子ファーストなところがあって、自分の子供のために越境でしたり、地域外に通わせるの、ちゅうちょないのですよね。多分もう全然ためらいがないというか、我々からすると「ええっ、地域の学校に通わせるな、友達どうするの。地元の友達いなくなっちゃうよね」というようなことは、関係ないのでよね、もう。自分の子供がよりよい環境の学校に通わせるという頭が強くて。

だから、恐らくその統廃合も、今の若い人たちは、学校の統廃合どンドンしてくれという考えの人の方が多いと思うのです。もう少ないクラスメイト中でというより、大きな学校に通わせたいと思っている人たちの方が多いので。ただ、地元の人たちとか、OBの人たちは、地元で学校がなくなるということに、反対するとか反感があると思うので、その辺の温度差の違いは、いろいろ進めていく上で大変だと思うのですけれども。

難しいですけれども、統合しても複式学級というような状況は、昔からすると想像もできないような感じですが、さらにもっと大きく統合というものの、範囲広く統合というところまで考えなくてはならないような時代が恐らく来ると思いますけれども、いろいろ大変だと思いま

すが、何か今の若いお父さんお母さんたちに、もう少し自分の地域のために、自分の学校という意識を持ってもらいたいと思うのですけれども、なかなかPTA活動をしていても、もうPTA離れが、こんな田舎のところでも進んできているので、なかなかこちら側としては、一生懸命働きかけはしているのですけれども、なかなか難しいなと思います。

○教育長（宍戸健悦君） ほかに御意見は。

大和委員。

○委員（大和千恵君） すごく分かるというか。

ただ、逆に、雄勝で今年から県外留学生というのですか、東京とかそっちの方から留学してくる生徒を募集して、今年は3名来て、今、モリウミアスという施設に住みながら雄勝の学校に通っているのですけれども、だと、逆にそういうふうに、あと石巻から仙台に出したいという親御さんもいる中で、東京とかそういうところから、田舎でたくましく育てたいという親御さんも結構都会にはいらっしやっているので、逆にその辺をうまくこの誘致というか、海があって山があって、自然の中で育てられるというところを石巻でもっと打ち出して行って、やはり都会で教育をさせたいという親御さんも、もちろんそれはいるので、逆に田舎で育てたいという方を引き込んでいくようなところがあればいいのかなというところもあって、やっぱりその複式というところで、結構私も不安とかもあったのですけれども、雄勝の場合、小・中併設でやっているのです、その授業のところは、中学校の先生が入っていただいたり、教頭先生が入っていただいたりして、授業は複式にならないような形で進めているので、その辺、複式であっても授業に影響がないような仕組みづくりができていけば、親御さんたちにも不安を少なくやっていけるのかなと思います。

あと、あまり通学の距離が長くなると、やっぱり体力面の部分、体を動かす時間、車に乗っている時間が長くて、体力もどんどん低下していくなと感じているので、その辺の通学の距離とかも、考えなくてはならないと思いました。

○教育長（宍戸健悦君） 通学の距離というのは、統合すれば距離が長くなるので、バスを出すということになると。バスを出すと、毎日歩いて通うということがなくなるので、それは体力を、子供たちの体力を維持するという意味では、やはり徒歩通学ができる範囲内に学校があるというのは、一番理想ではあると思います。

その地域を、地域のよさを子供たちに、あるいは保護者を含めて、地域のよさを知ることによって、今、地域の郷土芸能とか地域のいろんな活動を、子供たちに積極的に各学校ではしているのです、その辺もみんなで盛り上げながら進めるとか、そういう意味のこともやっぱり併せ

てしていかないと、どんどん地域から離れてしまうということも懸念されることになる。その辺についても、教育委員会と学校といろんな、石巻は地域が広いので、いろんなパターンの学校があるので、学校のその独自性を生かしながら進められるようにしていきたいと思います。

今、教育総務課でも生み出しをしているのですけれども、地域と一緒にこの問題を考えていくというスタンスで、共に進めていきたいなと思っております。

また動きが、状況がありましたら、御報告をさせていただきます。

では、そのほかございませんか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ないようでしたら、次回の定例会の日程について、お願いします。

○事務局（戸田正樹君） 次回、8月の定例会につきましては、8月25日木曜日、午後1時半から開催する予定です。

場所につきましては、市役所4階、庁議室で開催いたします。

よろしく願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） では、日程についてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長（宍戸健悦君） それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後 3時47分閉会

---

教 育 長 宍 戸 健 悦  
署 名 委 員 阿 部 邦 英